

那須雪崩遭難事件の指導者教員の過失責任

——学校スポーツ事故の一側面——

船 山 泰 範

〔業務上過失致死傷事件、宇都宮地裁令四(わ)五六号、令和六年五月三〇日判決、有罪、被告人三人とも控訴、LEX/DB インターネットTKC 法律情報データベース・文献番号25621013〕

〔事実〕

被告人三名が関わる本件事故は、次のようなものであった。平成二九年（二〇一七）三月二七日午前八時半

すぎ、栃木県高体連が主催する「春山安全登山講習会」の深雪歩行訓練中、茶臼岳（一九一五メートル）の中腹の第二ゲレンデ¹西方の上部斜面において、結合力の弱い新雪による弱層¹の崩落等に伴って生起した幅約六五メートルないし約百メートルに及ぶ表層雪崩の急襲により、生徒等二二名を雪崩に巻き込ませて流下させ、一二名を雪中に埋没させて自力による脱出が不可能な状態に至らせたものである。その結果、雪崩に巻き込まれた生徒七人と教員一人を圧死あるいは外傷性窒息により

死亡させ、五人に重傷を負わせたものである。

被告人とされたのは、本講習会の責任者であったI、死亡した一班参加生徒等（死亡した教員・K一名を含む）を引率したS、二班参加生徒を引率したWであり、業務上過失致死傷罪で起訴されている。

令和六年五月三〇日、宇都宮地裁は、以下のような理由を示して、被告人I・S・Wの三人に禁錮二年（いずれも実刑）の有罪判決を言い渡した。

〔判旨〕

一 判決の構成

本判決はおおむね、次のような構成になっている（以降、〔1〕などの評釈者のつけた表記番号は、後の解説に対応する。）。

〔1〕三名は、本講習会の実施にあたって、安全確保の業務に従事していた。本件で問題となる行為は、三名の合議による計画変更の段階と、SおよびWが直接引率している場面に存在する。

〔2〕三名は、当日の計画変更に当たって、訓練の安

全区域を限定して周知する義務があった

〔3〕Sは、一班生徒等に、上部斜面における登山をやめさせ、退避を指示する義務があり、かつ、他の班にも連絡して情報を共有して、安全確保のための措置を講ずる注意義務があった。

〔4〕Wは、二班生徒に、第二ゲレンデ西方斜面から下山して退避するよう指示する義務があり、かつ、他の班にも、連絡して情報を共有して、安全確保のための措置を講ずる注意義務があった。

〔5〕弁護人の無罪主張に対して、裁判所として詳細な反論を示している。

〔6〕量刑に関する詳しい検討がある。

二 七つの回避措置

本判決には特色がある。それは、雪崩の危険を回避するための「回避措置」がいくつかの場面において存在することを踏まえ、「……」義務と名付けて示すとともに、後の事実認定の補足説明（〔5〕部分）において、その用語を用いて弁護人主張を論駁している点である。私見の「回避措置重心説」²の思考からすれば当然であるとい

えるが、一般の判例には見受けられないので、前述のどの段階（2）などに現れているかを示すこととする。

〔2〕安全区域限定義務

安全確保措置設定義務

計画内容周知義務

〔3〕即時退避指示義務1

適時情報共有措置義務1

〔4〕即時退避指示義務2

適時情報共有措置義務2

三 判決の重要な点

それでは、判決の個々の部分について、重要な点を整理していこう。

〔1〕被告人三名の立場は、次の通りである。

Iは、本件講習会の会長であって、現場において、最終的な意思決定を行う権限を備えた責任者である。Sは、本件講習会の副会長兼主任講師であって、Iを補佐し、現場における実技指導等を指揮する立場にあった者である。Wは、過去の豊富な経験（講習会会長など）により、Iから助言を求められると、意思決定に重大な影響を及

ぼし得る立場にあった者である。

そして、実際に、三月二十七日、三名の合議により計画変更を行い、さらに、SとWは生徒等を直接引率しているから、当日参加の七名の教員のうち三名が起訴されている根拠にはなる。

ただし、後で検討することに関わるが、本件事故において、外部からの救難が大幅に遅れた（約三時間^{③④}後）理由として、遭難したときの救難依頼のための多重的な情報手段の確保などが不備であったことを過失責任の一翼に入れていくことになる。現場の三人だけでなく、登山専門部の担当者などにも追及の手を広げる必要もあることを指摘しておこう。

〔2〕この部分は、計画変更における三名の過失の問題である。端的に言う、判決文通例の切れ目のない長い文（約二一〇〇字）であり、論理関係がわかりにくい、いわゆる悪文^⑤である。

ただし、次の点は明らかである。（ア）被告人三名は、「植生が疎らで新たな積雪のある急斜面では雪崩が発生する危険があるとの知識を備えていた」^⑥。（イ）「本件スキー場一帯で現に新たに大量の積雪があったことを認識

していた」。(ウ)「安全確保のための情報」は、「前もって十分に把握し得べき状況に臨んでいた」(ここでは、実際に、大雪注意報・雪崩注意報の存在、Iが宿泊していた旅館の経営者「かつて那須山岳救助隊長をしていた」、昭和四四年の上部斜面での雪崩死亡事故を知っていた)に情報を聴取することの可能性を述べるのみで、その存否を明確にせず、また、情報収集を怠っていたことを論難しているわけではない不徹底さがある。これらのことを前提として、「そうであれば」上部斜面と第二ゲレンデ西方斜面で雪崩が発生し、重大な死傷事故発生のおそれが容易に予見できたので「あるから」、「安全区域限定義務」、「安全確認措置設定義務」、「計画内容周知義務」という回避措置(判決は、「6」において、それらを基本的な回避措置と述べる)が認められ、「共同して雪崩により参加生徒等に危害が発生する事態を回避してその死傷事故を未然に防止すべき業務上の注意義務があったのに、いずれもこれを怠」ったというのである。そして、実際には、「本件スキー場周辺で深雪歩行訓練を行う旨の漠然とした内容による本件計画変更を行」い、その上、「全体説明の際に参加生徒等に対して茶臼

岳登山を中止して深雪歩行訓練を行う旨のより一層漠然とした内容による説明を行って的確な周知をも行わないまま」、「二七日午前七時四〇分頃から深雪歩行訓練をさせたというのである。

〔3〕被告人Sの過失の部分である。

Sは、一班参加生徒等合計一三名を直接引率していたが、午前八時二〇分頃には、天狗岩に至る上部斜面の直下に到達し、「その斜面の存在を間近に認識したのであるから」、「当該斜面における登山を継続することなく速やかに退避」させる必要があった。さらに、当該斜面で雪崩が発生した場合には、第二ゲレンデ西方斜面上部及びその沢筋付近が雪崩の走路になりうることから、他班へも影響が及ぶ。したがって、一班参加生徒等の全部に明確な指示を出すこと(即時退避指示義務1)に加え、二班ないし四班の参加生徒等にもその旨無線で連絡して情報を共有して安全確保のための措置を講じる(適時情報共有措置義務1)べき業務上の注意義務があった。しかし、それらを怠って、「登山行動を継続させた過失」があったのである。

〔4〕被告人Wの過失の部分である。

Wは、二班参加生徒合計八名を直接引率していたが、午前八時二〇分頃には、上部斜面直下に至り、その斜面の存在を間近に認識したのであるから、「直ちに第二ゲレンデ西方斜面から下山して退避するように明確な指示を出す」義務（即時退避指示義務²）があつた。さらに、一班、三班及び四班の参加生徒等にも、その旨無線で連絡をして情報を共有して安全確保のための措置を講じるべき（適時情報共有措置義務²）業務上の注意義務があつた。しかし、それらを怠つた。

以上のような〔2〕、〔3〕、〔4〕を含む「過失の競合により」、その頃、上部斜面において発生した雪崩（面発生乾雪表層雪崩）の急襲により、一班参加生徒等（教員一名を含む）及び二班参加生徒の全員である二一名をして当該雪崩に巻き込まらせて流下させた。そして、そのうちの一二名を「雪中に埋没させて自力による脱出が不可能な状態に至らせ」、うち二名を外傷性窒息により、六名を圧死により、死亡させた。そのほか五名に、肺挫傷、低体温症などで、六日から三週間の入院加療を要す

る傷害を負わせたのである。

〔5〕判決が、（事実認定の補足説明）として相当部分を費やしているのは、弁護人が被告人三名につき、訓練開始時点で、当該訓練範囲において雪崩を原因とする死傷事故の予見可能性がなく、かつS・Wにつき、上部斜面における雪崩死傷事故の予見可能性がないとの論点を指摘し、無罪主張を行なっていることに対して、裁判所として反論するためである。以下、順次検討する。

1 前提となるべき事実等について

特に争いがある事項に関する事実認定として、①少なくとも三〇センチメートルの新雪が確認されていた、②計画変更時の訓練区域は、不明確であり、周知も不十分である、③Sは、上部斜面直下において、下山指示をせず、深雪歩行訓練を継続させた、④Wは、上部斜面直下において下山指示をせず、かえって一班生徒の経路に近づくような登山行動を継続させた、⑤被告人三名は、参加者全員について安全確保義務がある、などとしている。

2 共同過失の成否について

判決は、まず、被告人三名について、①雪崩の危険が懸念される外形的な状況にあつたこと、②学校安全関係

法令等の内容、③積雪期登山をめぐる教育行政上の指導及びその実情等も踏まえる必要があるとする。

その上で、講習会の「主催側に求められる平均的な注意の水準等に照らし」た場合に、安全区域限定義務、安全確保措置設定義務、計画内容周知義務という、「回避措置がその危険を回避するために可能なものとして想定される」とする。そして、「このように相互に密接に関連し合った措置を講じて当該危険の回避が共同して具体的に義務付けられるものであったのに」、被告人三名は、これらの措置を講じることなく、その義務に違反したと認定している。

3 被告人S及びWの各個別過失について

S及びWについて、それぞれの上部斜面直下に至った時点で、「上部斜面ないしその付近の区域における雪崩の危険はもとより、同所で引き続きこのような集団による歩行訓練を行えば、発生した雪崩の直下やその流路で引率する自班の参加生徒等のもとより他班の参加生徒等がその急襲に巻き込まれかねない危険が懸念されるような客観的な状況にあったことが明らかである。」とした上で、それぞれ、個別の検討を加えている。

4 結語

被告人三名による共同過失並びに被告人S及びWの個別過失の競合により、一班及び二班生徒等に対する死傷結果を生じさせたものと認定している。

〔6〕量刑の理由について

判決は、禁錮の実刑を選択した理由として、①被害結果の重大性、②「基本的な回避措置」を講じていないこと、③相当に重い不注意による人災、④共同過失の危険の現実化、⑤個別過失は、具体的状況下で軽視し難いこと、などをあげている。

なお、（ア）県による対応の金銭的な被害回復が図られていること、（イ）被告人三名につき前科がないこと、（ウ）被告人Iは起訴前に事実関係を認めていたことなどを勘案しても、執行猶予の余地はないとしている。

ちなみに、では、検察官の求刑・禁錮四年に対し、なぜ二年とするかについては、積極的な理由は説明されていない。

〔評釈〕

一 本件の論点

本件に関しては、事件に関わった者のうち、誰にどの範囲で過失責任を問うべきであったか、という基本的な論点がある。

というのは、本雪崩遭難事件は、県高校体育連盟が開いた登山講習会中に発生したものであることによる。二つの論点（人的範囲ならびに回避措置の範囲）を指摘したい。

第一に、講習会そのものに参加した七名の教員のうち、講習会の会長I、講習会の副会長兼主任講師のS、これまで講習会会長の経験があり、かつIの意思決定に重大な影響を及ぼし得る立場であったWの、三名のみに過失責任を問うのがふさわしいか、という問題である。すなわち、本件事故の発端となった三月二七日朝の計画変更を合議したのはこの三名であるが、深雪歩行訓練の範囲を明定しなかった計画変更に対して、他の四名の教員は、訓練そのものを中止するとか、訓練範囲をより安全な区域に限定するとかの提案をするなどして、生徒等の安全

を確保する注意義務があったと思われるからである。

第二に、雪崩事故に関して問われるべきことは、仮に雪崩に遭難したときに、被災者を掘り起こし、救命するための直接的な救難体制が用意されていたか、という問題である。雪山登山では、万一の雪崩発生を想定し、①ビーコン、②プロップ（ゾンデ）、③スコップの救助用具を用意する安全配慮が不可欠である。むろん、それらと共に、適確・迅速な救助要請が可能な情報連絡手段の確保である。本件に関する民事裁判では、これらが論点として取り上げられたのであるが、刑事訴追の対象として、事故に遭遇した場合の救難体制の不備が問題とされていないのは疑問である。むろん、その場合には、高体連の登山専門部の中で、本講習会に向けた準備において、装備担当教員の準備不足が問われることになる。

過失犯罪に関しては、起訴された本人が、本当に責任を問われるべき人であったかという問題は、過去にも繰り返されてきたことであった。私は何度も指摘してきたことであるが、あずみの里事件^⑦と呼ばれる、特養における介護者の業務上過失致死事件では、現場の准看護師ではなく、むしろ、施設管理者において、事故防止に向け

た人的・物的な配慮をしていなかったという管理過失が問われるべきであつたと思われるのである。この問題は、真の責任者を割り出すことを通して、いかなる回避措置が必要かを明らかにし、ひいては、安全な社会を構築することに繋がるはずである。

以上の二点は、いずれも、検察官が訴追しなかったという問題である。とくに、後者では、刑事裁判が、当該事案との関係で、規範とは何かということを一般国民に示す契機となる⁽⁸⁾という点で、今後も検討の余地があるといわなければならない。

二 回避措置を中核とする構成

本判決は、過失犯の要素の一つである回避措置を中核とする構成を展開している。被告人側が、被告人はいずれも、雪崩を原因とする死傷事故の予見可能性がなかったという点を論議の基本軸としただけに、真っ向からそれを斥ける判決論理を示していることで、極めて対照的と言ってよい。その部分は、〔判旨〕の〔5〕に当たるところである。

ここでは、過失犯について回避措置を中核とする判決

論理がなぜ可能か（適切か）という点について、考察することにしよう。

過失犯を構成する要素が予見可能性と結果回避措置であることは、つとに最高裁判例（最決昭四二・五・二五刑集二一・四・五八四、弥彦神社事件）が明確にしていたことである⁽⁹⁾。ところが、具体的予見可能性説の見解では、とかく、予見可能性のみに焦点を当てて議論をしようとする傾向が見受けられる。その根拠とするのは、予見可能性があつてこそ人は回避措置を思いつくものであるという、論理的順序についての理屈が第一である。そして、次に、事案に関して結果に対する具体的予見可能性がなかったから回避措置を検討するまでもないという、いわば逃避作戦が第二である。この見解の後ろ盾になっているのは、それが責任主義という刑法の基本原則に則った考え方であるというものである。

右の第一の論理の背景にあるのは、過失犯を、故意犯についての構成とパラレルに捉えるという筋書きである。故意犯も過失犯も、まずは予見可能性の点では共通している。ところが、次の段階で、故意の場合はあえてその結果の発生を意図して、結果を実現しうる手段を取るの

である。それに対し、過失の場合は、結果を惹き起こさないよう注意する義務があるのに、その義務の履行を怠ったのである。たとえば、自動車を運転していてカーブに差し掛かったときは、事故を回避するため減速すべきなのに、それを怠ってカーブを回り切れず、自動車を道路から転落させ、同乗者にけがをさせるという結果を惹起してしまったというわけである。このように理屈を分析すると、予見可能性がないときは、それ以降は検討する必要がないのだから、予見可能性の判断が第一だとする論理が正当なようにも思われる。その応用が次のような例に現れる。一五・七メートルを超える津波が原発を襲うという予知は具体的根拠に欠けるから、それに対する回避措置は検討する必要がないとする見解である。

しかし、そもそも過失犯とは、そのようなものであるか。森永ドライミルク砒素中毒事件（徳島地判昭四八・一一・二八判時七二一・七）を用いて考えてみよう。この事件の発生原因は、ドライミルクの中に砒素が混入していたため、それを飲んだ乳幼児に砒素中毒症状が現れたというものであった（昭和三〇年夏頃、西日本

一帯で人工栄養乳児に奇病が集団的に発生し、一一〇名余の死者と一万名以上の罹病者を数えるに至った）。では、森永乳業徳島工場の担当者（製造課長）は、そのようなことを予測できたかという、それは不可能だというしかない。事件の本体は何かというと、ミルクの安定剤として添加することにした第二燐酸ソーダを注文したのに、納入業者は、外見が類似していた松野製剤（実際には、第二燐酸ソーダとは全く異なる物質で、アルミナの製造過程で産出する産業廃棄物〔砒素が入っていた〕であった）を納入したことにより、それを第二燐酸ソーダでないとは思ってもせず、ドライミルクと混ぜ合わせた結果、ということであった。

それは、製造課長には予見できなかったことである。では、予見可能性がなかった以上、製造課長は過失責任を負わないと言えるであろうか。それは許されない。

その理由は、次の通りである。ドライミルクを製造・販売する工場は、どのような責任を負っているか。それは、ドライミルクを必要とする乳幼児に対し、その生命・健康を担保する製品を提供することである。そのため、原材料のミルクに新鮮な物を用意するとともに、

添加物があるときは、その添加物に毒物などが混入しないよう品質保証のある物⁽¹¹⁾（局方品あるいは試薬）を使用し、さらに、出荷前に、一つ一つの製品について化学的検査などを行うことによつて、安全性を確保しなければならぬはずである。

このように、ドライミルクの製造・販売をするということは、万が一にもその中に毒物などが混入しないようにするという「基本的な義務」が存在するのであるから、結果を回避するための措置をする必要があるのであり、その措置義務は結果の予見可能性とは関係なく（別に）生ずるものである。わけでも、ドライミルクを必要とする乳幼児においては、母乳が十分ではないために、ドライミルクを欠かせないという場合も少なくないであり、まさにドライミルクが生命^{いのちのかた}の糧なのであるから、その責任は重いのである。事件の頃の実際の事例として伝えられる中には、乳児は砒素中毒のために具合がわるくなつていたのであるが、母親はミルクが足らないためと思つて、砒素入りのミルクを飲ませたため症状が悪化したと思われる例もあつたということである。

以上の検討から明らかなように、回避措置は、予見可

能性とは別に、その人が大切な法益を保障する立場にあるときは、いわば自然と、当然に生ずるものなのである。このことでわかるように、過失犯は、予見可能性から次の要件を考えると故意犯類似の枠組みになじまないのである⁽¹²⁾。回避措置と予見可能性の関係について、前述の徳島地裁判決は、次のように判示していた。「当裁判所としては、結果発生を回避ならしめる措置は何であるかを考え、そのうえでどの程度の措置ならば当該行為者に命じても妥当であるかを特に絶対責任を課することのないよう配慮して、論ずる前提としての予見可能性を考へるのである。」

ところで、JR福知山線の脱線事故に関して起訴された三社長関係の判例については、小貫芳信裁判官の補足意見⁽¹³⁾が、予見可能性と結果回避義務との関係について言及しているので見ておこう（最決平二九・六・一二判時二四〇二・一〇一）。補足意見によると、「どの程度の予見可能性があれば過失が認められるかは、個々の具体的な事実関係に応じ、問われている注意義務ないし結果回避義務との関係で相対的に判断されるべきものである。」とする。

予見可能性と回避措置が「相対的な関係」¹⁴にあるということは、予見可能性があるから回避措置が必要とされるというような順序で捉えたりするのではなく、回避措置との関係性の中で予見可能性も設定されるという相互関係にあることを語るもの解される。¹⁵これをドライミルク事件との関係で見ると、製造工場では、納入品が局方品かどうかを調べたり、化学的検査を何回か実施することとは格別困難なわけではないことから、回避措置として、毒物が混入しないように検査する義務が課せられることになり、その関係から、予見可能性としては、ミルク製造工場は、万が一にも毒物が混入されることを予見すべきという論理構成が可能になる。

さて、本判決に立ち戻って考えてみると、「判旨」の二に関して確認したように、本事案に沿って七つの回避義務の存在が示されている。なお、前述の小貫補足意見によると、具体的判断にあたっては、「一定の義務発生の基礎となる事情が存在する」か否かが要点となるとするが、その点に関して、本判決は、本件がそもそも「安全最優先を求められる学校教育活動等の一環」であることと、「三〇センチメートルの新雪」という基礎事情の

存在を、何度も繰り返して指摘している。

三 回避措置の特色

(1) 共同過失と個別過失の関係

本判決は、三名による計画変更時の共同過失と、上部斜面におけるSとWのそれぞれの個別過失との関係をどう捉えているのか。その点について、判決文が「共同過失の危険が（個別過失において）基本的に現実化」（カッコ内は筆者）したという表現を用いているように、共同過失が原因となって個別過失の結果を惹き起こしたと捉えている。その意味では、Iは上部斜面に登行しているわけではないが、個別過失に関しても責任があると捉えられているのである。

その点で、判決文は各過失について「競合」したと述べているが、私は実態としては、むしろ、三人は過失の共同正犯の関係にあったというべきであると思う。過失の共同正犯が認められた電話ケーブル失火事件¹⁶では、共同正犯の関係を次のように捉えている。「社会生活上危険かつ重大な結果の発生することが予想される場合においては、相互利用、補充による共同の注意義務を負う共

同業者が現に存在する」（東京地判平四・一・二三判時一四一九・一三三）というのである。本件の三人はまさにそのような例に当たるといえよう。そう捉えてこそ、本判決が量刑の部分で、「各被告人の刑事責任の軽重につき格段の違いはない」とする評価とも符合すると思われる。

さて、このように、（一部、前倒しの議論になるが）量刑に関して賛同しながら、言い足りない点がある。それは、本件当日のIとWの雪崩予測に関して、Sとは異なる部分があるからである。というのは、IとWは、本件当日と同じ「三月二十七日」に特別の記憶があるはずだからである。本事件の七年前の平成二三年（二〇一〇）三月二十七日、IとWは那須岳郭公沢最上部において、高体連の春山安全登山講習会の実技演習中に雪崩事故に遭難しているのである¹⁷。

日本人は、三・一一など大きな災害・事件などに関して月日で記憶して忘れないようにする慣行¹⁸があり、同じ講習会、同じ三月二十七日であるとすれば、私見によると、IとWは、当日朝の積雪を踏みしめたとき、七年前の記憶がよみがえったのではないだろうか。その記憶が、I

とWの二人については、雪崩発生の予見可能性に結びつかなかったことではないと思われる。平成二三年の雪崩事故は、高体連や教育委員会に「報告されず、隠蔽された」（令和四年二月二日の民事裁判の「訴状」）が、そうであればこそ、IとWの心の奥底から、二人の規範意識に働きかけるものがあつたのではないだろうか。

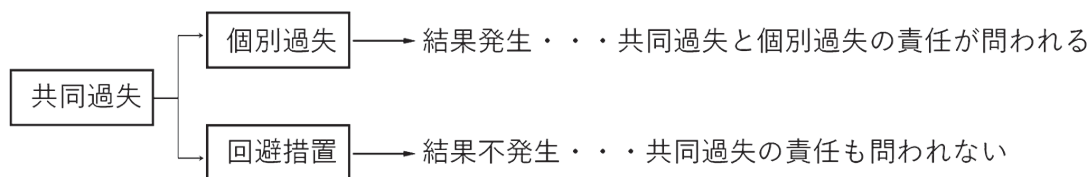
（2）回避措置の多重性

ここで、回避措置の特色を洗い出してみよう。

（ア）予見可能性は、本来、一人ひとりのものであるが、回避措置は外形的行為として他者が察知ないし理解しうるところから、他者との協働ということもありうる。ドライミルク事件では、製造課長の過失としてとりあげられたが、実際の場面では、製造課長は、部下を適切に指示・命令して化学的検査態勢を整備させ、結果回避を図るべき監督責任があつたのである。

なお、ドライミルク事件の当該裁判では、工場長は、起訴されたものの、事務系工場長である故をもって無罪とされているが、疑問である。安全な食品を製造・販売する工場の最高責任者として、管理責任¹⁹を問うべきであつたと思う。

図1 共同過失と個別過失の関係



(イ) 当初の段階では適切な回避措置がなされなかったとしても、後の段階での回避措置によって安全を取り戻すことも可能なのである。本件では、三名が決めた「行動範囲等が不明確な計画変更」は、事故の回避措置になっていない（それどころか、危険を孕む）のである。SおよびWの指導する班が上部斜面において雪崩の危険に直面した段階で、登山の中止ならびに引き返しの指示を生徒等に対して行なっていれば、回避措置として機能する可能性があつたのである（図1参照）。

このように、回避措置の多重性は、後の回避措置によって、前の段階において回避措置がなされなかったことを打消す効果があることを示している。本件では、SおよびWがそれぞれ上部斜面において引き返すなどの回避措置をとっていれば、雪崩被害を受けずに

済んだ可能性がある。その場合には、「共同過失の危険が……現実化」することなく、当初の共同過失も問われないことになる。その意味において、後の回避措置が前の回避措置がなされなかったこと（回避措置懈怠）を消去する遡及力（あるいは回復力）がある、と表現することができる。

(ウ) 他者の回避措置に関して失敗があつたとしても、別の者が回避措置をとることによって、結果回避を図ることが可能である。

患者取り違い事件をとりあげてみよう。患者を取り違えて手術した医療事故に関しては、もともと病院全体が組織的なシステムを構築していなかったという状況の中で（管理者に管理過失の問題がある）、一人の看護師が二人の患者のストレッチャーを両手で手術室に運ぶ危険極まりないことをするという、回避措置を全く無視した行為に出ているのである。⁽²⁰⁾ この事案につき、裁判所は、手術に関与する医師、看護師等の関係者は、各人の職責や持ち場に応じ、重疊的に、それぞれが責任をもって患者の同一性を確認する義務があつたとの判断をしている（最判平一九・三・二六刑集六二・二一・一二二）。医療関

係に安易な信賴の原則の適用を禁じたものとして着目すべきである。⁽²¹⁾

回避措置の多重性は、山岳遭難でも当てはまる。たとえば、山行において道を誤るという過誤があつたとき、引き返す勇氣が必要とされるのは、役に立つ格言である。

さて、後の回避措置によつて事故を防止できた場合、後の回避措置は、重大な結果に進みつつあつた過程から引き返すために架けられた虹の橋とも言えよう。一三人の若者の生命を含む一五人の犠牲者を出した軽井沢バス転落事件⁽²²⁾にも、その可能性があつたのである。大型バスの運転に不慣れな運転手によつて走行していた事故必至の危険なバスにおいても、カーブの多い深夜の碓氷バイパスに入る前に、助手席に搭乗していたベテラン運転手にハンドルを交替していたとすれば、事故を防げたことはまちがいない。

（エ）回避措置には独自のものもある。たとえば、業界の回避措置の基準が不適切な場合⁽²³⁾において、独自の回避措置をとることによつて結果を回避する例もある。

東北電力では、女川原発に関して、元副社長H氏が、地盤高を津波に備えて十一五メートルに設定する案を提

案し、社内の反対を押し切つて建設を決めた⁽²⁴⁾。そのことによつて、東京電力福島原発が回避措置をとろうとしなかつたために爆発事故を起こしたのと対照的な結果になつたのであつた。

ちなみに、H氏は、地元の千貫神社において、貞観津波⁽²⁵⁾（八六九年五月二六日）がどこまで到達していたかを参考にしていたとのことである。⁽²⁶⁾

（3）指摘されなかつた回避措置

以上の回避措置の検討から導き出されるのは、回避措置が多重的なものであるという点である。しかも、そのことによつて、危険が、増大した状況においても、安全を回復するきっかけになることがあるということである。この点に関して、本判決が回避措置の重要なものについて見逃しているものがあると思われる。

それは、（事実認定の補足部分）の共同過失の成否に関する部分で、判決はカッコ書きをして、検察官が公訴事実で指摘した安全確保のための情報収集義務違反に関して、「この点の義務違反を殊更に指摘することなく」としている点である。そのような判断をした理由は、被告人三名は、「相応の情報を持ち得ていたとも考えられ

る」からだというのである。

しかし、この点については、筆者は立場を異にする。というのは、本件では、前日から、気象台より、栃木県北部に大雪・雪崩注意報が発令されていて、それを認識し、その上で、それに沿った行動選択をしたかどうかは、今後の社会規範として刑事裁判が明確にすべきことと思うからである。

大切なことは、情報を収集するばかりでなく（収集するだけでは足らず）、その情報を行動に活かすこと²⁷であり、その事項を「殊更に指摘する」までもない、という裁判所の姿勢は、裁判所の役割に対する意識不足といわざるを得ない。

四 量刑に関して

被告人の量刑に関しては、全くの別事象であるが、多くの若者が亡くなったという点で、軽井沢バス転落事件が思い出される。この事件については、令和五年六月八日、業務上過失致死傷罪で、バス運行会社の社長に禁錮三年、運行管理者に禁錮四年（いずれも実刑）の有罪判決²⁸が言い渡されている。

一旦バスに乗ったら生命の危険から逃れられないということと、春山安全登山講習会に参加したら生きて戻つてはこれないという事象が、たまたまほぼ一年の間に刑事裁判において表面化したのであろうが、両者とも、被害を受けた参加者が、自ら安全を取り戻しにくいという点に共通点が見られる²⁹。

結論から言うなら、那須雪崩遭難事件の被告人が、軽井沢バス転落事件の被告人と比べて、刑罰が二分の一というのは、どのような理屈によるのか、疑問である。

那須雪崩遭難事件は、学校教育活動の中で発生したものである。生徒らの安全が、部活動³⁰における「教員」という、生徒から見れば一種の権力者に握られているのである。生徒らの中には、深雪歩行訓練などは止めて、雪崩遭難に遭ったら、どうやって身を守り、かつ他者を助けるかという救難訓練を提案したかった人もいたであろう。それだけに、講習会の教員は、被告人の三名ばかりでなく、七名全員が生徒の生命の尊重を第一とした安全配慮義務があったというべきである。生徒達の親からすれば、子ども達の生命を学校に預けたという気持であつたろうと思われる。

生命を預けたという点では、山岳夜行バスに乗車した若者達も同じ状況に置かれていたのである。そこで、二つの事件を比べる表（表1）を作成してみた。構造的に類似の部分が多いという感想を抱く。たとえば、回避措置の多重性である。雪上訓練をしたら、もう助からないということではなく、雪崩の危険な場所に近づいたら引き返すという選択肢が残されていたのである。繰り返しになるが、危険なバスの場合も、碓氷バイパスに入る前に、未熟な運転手は、搭乗していたベテラン運転手に交替してもらうことはできたのである。

五 学校スポーツ事故の課題

本件は、被告人三人に刑事責任としての過失があったといえるかどうかを論点とするものであるが、法的視点以外の分野も関わるものとして、スポーツに関わる学校事故という部面が存在する。

問題を絞ると、とくにチーム・スポーツについては、指導者の教員による「みえない権力」の作用に伴う事件・事故という課題がある。また、運動部など部活の領域において、いわゆる「やりたがり」の指導者による暴

表1 2つの事件を比べる

		軽井沢バス転落事件	那須雪崩遭難事件
被害者と行為者との関係		バス運行会社（社長・運行管理者・運転手）は、乗客を安全に目的地まで輸送する義務を負う。	指導教員は、生徒達の安全を第一として講習会を実施し、生徒達の生命・身体に危害が加わらぬよう注意する。
過失犯の要件	事故発生の合理的危惧感	大型バスの運転に不慣れな運転手に山岳夜行バスを運転させれば、事故発生の可能性は高い。	①前夜からの30cmを超える新雪、②気象台は、前日から大雪・雪崩注意報を発令していた、③上部斜面への登行は雪崩に遭う危険大。
	結果回避措置の内容	運転手が大型バスの訓練を受けるまで、乗客を乗せた運行をさせない。	茶臼岳登山を中止し、深雪歩行訓練を行うにしても上部斜面への登行は禁止、範囲を明確に限定する。
	回避措置の多重性	未熟な運転手が運転をするとしても、カーブの多い深夜の碓氷バイパスに入る前に、搭乗していたベテラン運転手にハンドルを交替する。	①上部斜面へ生徒達が登行しようとしたら、引き返させる。②雪崩に被災した場合の救難対策の準備、情報連絡手段の確保。
行為者が重い責任を負う根拠		運行管理者は、運転手が大型バスの運転に不慣れなのを承知で雇い、社長も知っていた。	IとWの2人は、平成22年3月27日、那須岳の別の場所で、高体連の訓練日に雪崩遭難を経験している。

走を指摘する論者もいる。⁽³¹⁾

三名の被告人と他の教員ならびに生徒の関係について見ておこう。本件では、既述のように、①訓練計画の変更、②上部斜面の登行、③雪崩救難体制（私見）という三つの場面での過失の有無が問われている。①と③に関しては、本件講習会の幹部である三名の教員が全体を仕切っていて、他の教員や生徒の意見が聞き入れられることはなかったようである。他の教員や生徒の中には、前夜からの新雪をテントの中で体験して、三日目の訓練の全面中止を予想したり、スマホで大雪注意報・雪崩注意報を入手した者があったようであるが、そのような意見・情報は講習会の実施場面に活かされなかったようである。③については、講習会本部が予め用意しておくべき筋合いであって、当日における対処には限界があったであろう。なお、②に関して、生徒に押し切られた面があつて登山の継続を止められなかった部分があるとすれば、教員は、生徒全員の生命を預る指導者として、もつてのほかといわざるを得ない。

ちなみに、これらのことは、学校におけるチームスポーツや集団行事について、戦前から連綿として続く集

団訓練の見直しが行われていない風潮とも関連することである。

スポーツは、目標を持つことによって、個人の体力ならびに人間力の向上に資するところに価値があるが、指導者の権力作用という別次元の存在が暗い影を投げかけていることを見逃さないことが肝要である。学校スポーツの最重要課題は、個人の主体性の尊重である。集団的スポーツにおいて、個人の意思が尊重されるためには、これも「民主主義の学校」⁽³²⁾の一つであることが了解される必要がある。

(1) 「弱層」とは、積雪内で、上下の層に対し相対的に弱い層をいう。弱層の上に、多くの雪が積もると、積雪が不安定になり、面発生表層雪崩が起きやすくなるという（阿部幹雄『那須雪崩事故の真相』山と溪谷社、令和一年、用語解説より）。

(2) 船山泰範「過失犯における回避措置重心説」『川端博先生古稀記念論文集（上巻）』成文堂、平成二六年、四一一頁。結果回避措置が本来的に予見可能性とは独立であり、むしろ回避措置に重心を移して捉えるべきことを論じた。

（3） 民事裁判の訴状（令和四年二月二日）によると、那須山岳救助隊が救助要請を受けたのは午前九時二二分頃であり、救助隊の現場到着は午前十一時四五分頃であったという。

（4） 雪崩による埋没から一八分後で生存率は九〇パーセントであるが、これを経過すると急激に下がっていき、三五分後では二〇パーセントだという（阿部・前掲注（1）の文献二〇一頁）。

（5） 岩淵悦太郎編著『第三版 悪文』日本評論社、昭和五四年、七五頁。なお、この記述は第一版（昭和三五年）から存在している。

（6） 同様の指摘は、従前の判例にも存在する。雪上散策ツアーガイドが、樹木のほとんどない地点で、参加者を引率して休憩させたところ、上部から発生し落下してきた表層雪崩に巻き込まれ、一人を死亡させた事件に関して、「上方で発生した雪崩の通過地域となるような樹木の疎らな沢筋を避け」る回避措置が必要であったとしている（札幌地小樽支判平一二・三・二一・判時一七二七・一七二）。この判決に対する私の評釈として、「雪崩事故と過失責任―ニセコアンヌプリ『春の滝』雪崩遭難事件」船山泰範『刑法の役割と過失犯罪』北樹出版、平成一九年、二三四頁。初出は、「判例評論」五〇九号、判時一七四六。

（7） 事案は、特別養護老人ホームに准看護師として勤務

していた被告人が、間食を提供する際、八五歳の女性利用者には、本来はゼリーなのにドーナツを配膳したため、利用者は喉頭ないし気管内異物による窒息に起因する心肺停止状態に陥り、約一か月後、低酸素脳症により死亡したというものであった。この件では、平成三十一年三月二五日、長野地裁松本支部は、被告人に罰金二〇万円の有罪を言い渡したが、控訴審の東京高裁は、令和二年七月二八日、無罪を言い渡している（判時二四七一・一二九）。一審判決に対する私の評釈として、「組織内の個人過失における期待可能性―あずみの里事件を手がかりに―」日本法学八五巻二号二八九頁。

（8） 刑事裁判の前提となる捜査においては、民事裁判やその他の調査委員会と異なり、強制捜査が可能である。また、近時は、刑事裁判においても、被害者の遺族などが被害者参加人として意見陳述が可能になったこと（刑訴三一六条の三三以降）と関係して、「規範」という視点が注目されている。

（9） 当該判決は、過失の要件について、「結果の発生を予見することの可能性とその義務および右結果の発生を未然に防止することの可能性とその義務」であるとしている。ただし、この判決は、二つの要件の関係性までは踏み込んでいない。

（10） 東電福島第一原発事件に係する第一審判決は、『長期評価』の見解は具体的な根拠が示されておらず信

「頼性に乏しい」との見解を示している（東京地判令一・九・一九判時二四三一・二四三二合五）。

(11) この点に関して、徳島地裁判決を引用する。薬品販売業者、食品製造業者が、第二燐酸ソーダの非規格品について、食品用としての無害性に不安感を抱き、食品に添加使用することに危惧感を持つというのであれば、「それが結果の予見可能性を意味し、したがってこの不安感を払拭するに足りる程度の回避措置を命ずることに合理性が認められる」としている。

(12) このような差異がなぜ生ずるかを考察すると、一書を要するであろう。基本的な違いは、故意犯が、法益侵害をあえて惹起しようとする、ある意味で逸脱的行為であるのに対し、過失犯は、生活活動の中で誰もが関わり合うことであり、かつ、危険社会においては、回避措置を講じないと危険が惹起する情状が形成されてしまっていることによる。すなわち、犯罪に関して、パラダイムの異なる二つの領域を抱える可能性を持つている存在こそ、人間であるといわなければならない。

(13) ただし、小貫補足意見が述べているところには、事件との関係ではないが、若干の異論がある。

補足意見は、JR西日本に対して、ATSを同時に二〇〇〇機整備することを、「刑罰をもって強制すること」とは、「過大な義務を課すものであって相当でない」としているが、はたしてそうであろうか。第一に、乗客等

那須雪崩遭難事件の指導者教員の過失責任（船山）

の生命を何だと思っているのかという点である。かつて最高裁大法廷は、「生命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。」（最大判昭二三・三・一二刑集二・三・一九一）と言ったではないか（もつとも、そう言いつつ、死刑を合憲としているが）。JR福知山線脱線事故では、乗客一〇六名が死亡し、四九三名が傷害を負っているのである。第二に、JR西日本のような大企業にとっては、ATS二〇〇〇機に関わる費用の点でも労力の点でも、さしたる苦痛にはならないはずである。

(14) ちなみに、「相対的な関係」という言葉は、近接領域では、危険な行為とその社会的効用との関係でも用いられ、許される根拠ともされる（団藤重光『刑法綱要総論第三版』創文社、平成二年、二二二頁）。したがって、用法に注意を要する。ついでながら、管見を述べれば、仮に許された危険な行為であっても、行為の時点において、危険であるがゆえに注意すべき義務を尽くしていたかの審査を受けるのは当然である。

(15) 回避措置と予見可能性を相互関係（相関関係）として捉える立場に立つと、(I) 行為時に法令等により、とるべき行為準則が明確な場合と、(II) 危険への対応策が一般に確立していない場合に区別ができ、(I) では、結果発生の可能性が低くても予見可能性を認めるのが容易であり、(II) では、回避措置の内容が定まる程度に予見可能性が具体的である必要がある、との見解がある（北

川佳世子「注意義務の存否・内容(4)」『刑法判例百選 I 〔第八版〕令和二年・一一六頁』。その上、その基準によると、JR福知山線脱線事故(三社長関係)について、(II)の類型に当たるとしている。

なお、筆者ならば、本件は(I)の類型に位置付けられると思われるし、そもそも結果発生の可能性が低い状況でさえない。

(16) 事案は、二人が作業をしていた地下洞道から出るにあたって、トーチランプの火を消したかについて、自らのものも確かめず、相手方のものも確かめずに出たため、どちらかのトーチランプから防護シートに着火し、電話ケーブルと洞道壁面を大規模に焼損したというものである。

(17) 阿部・前掲注(1)の文献一〇四頁。

(18) 縁日(仏教語)、厄日(陰陽道)などの影響を受けた、いわゆる世間の慣習の一つであろう。

(19) 管理過失は「管理者等による物的設備・機構、人的体制等の不備それ自体が結果発生との関係で刑事過失を構成しうる場合」(三井誠「管理・監督過失をめぐる問題の所在」刑法雑誌二八巻一号一八頁)とされる。

(20) その結果、心臓手術を受ける患者と肺手術を受ける患者が取り違えられ、両者がまちがった手術を受けたのである。

(21) 判例の中には、執刀医に関して信頼の原則を適用し

て無罪とし、医師の下で働く看護師のみに過失責任を問うた例がある(札幌高判昭五一・三・一八判時八二〇・三六、電気メス事件)。信頼の原則についての安易な引用であり、批判されるべきである。この点に関する私の主張として、「北大電気メス事件」『医事法判例百選』(別冊ジュリスト一八三号、平成一八年)一八六頁。

(22) 長野地判令五・六・八LEX/DBインターネットTKC裁判所ウェブサイト文献番号25573141。

(23) 柔道指導事故事件は、柔道界の一般的な知見が適切であった事例である。柔道指導者(講道館柔道四段)は、頭部を直接打たなければ急性硬膜下出血などを発生することはないと思っていたというのである。そして、指導者は、小学六年の乱取り稽古をした際、「片襟体落とし」の技をかけ、背中や腕の辺りを畳に打ち付けたというものであった。裁判所は、技量が未熟で受け身が十分に習得されていない年少者に対し、指導者が力の加減をせずに投げれば、頭を直接畳に打ち付けなくても、その衝撃によって、脳損傷などの傷害を負う危険があったと捉えて、有罪を言い渡した(長野地判平二六・四・三〇LEX/DBデータベース文献番号25503851)。判決が「適切な力加減」の必要性を明確にしたことは、過失犯において回避措置を重心にして考えるべきことを確認したものといえる。

(24) 大島達治「技術放談(半寿の娑婆に学ぶ)——女川原

子力が何故大難を免れ得たのか―」青葉工業会報
二〇二二・七四頁。

(25) 貞観津波は、貞観十一年（八六九年）に東北地方の太平洋中で発生した大地震によるもので、津波堆積物の分布から、津波の遡上範囲は、二〇二二年三月一日の東北地方太平洋沖地震と近いといわれている（藤原治「貞観地震」『日本大百科全書』（小学館・平成二十九年）JapanKnowledge, <http://com/lib/display/?lid=1001000329475>,（参照2024-11-9））。『日本三代実録』（藤原時平、大蔵善行らにより延喜一年（九〇一）撰上）によると、多賀城に大津波が押し寄せ、溺死者は、千人ほどと記録されている。

(26) 大島・前掲注(24)

(27) 藤木英雄『刑法講義総論』（弘文堂、昭和五〇年）によれば、「安全性に関する資料の収集……により安全性に疑義が生じたときは、その行為を一時差し控える等の注意義務」が必要とする（二四二頁）。

(28) 長野地判令五・六・八は、社長について監督過失とする理論構成をしているが、私は監督過失を包含した管理過失であると考えている。この判決に対する私の評釈として、「輸送安全を担う企業トップの過失犯―軽井沢バス転落事件―」日本法学八九巻四号一〇三頁。

(29) 令和四年四月二三日に発生した「しれとこ遊覧船事件」（二六名死亡）は、ハッチのふたが空いていたという点で、輸送機関に安全管理体制が欠如していた事例であ

り、令和六年一〇月九日、運航会社社長が業務上過失致死罪で起訴された。

(30) 権力関係の実質は、立場を変えることができない人間関係ということである。中井久夫は、権力関係の例として「いじめ」をとりあげ、相互性（たがいにかわりうること）がなければ、いじめであるとする（中井久夫『アリアドネの糸』みすず書房、平成九年、四頁）。

(31) 内田良・名古屋大学准教授の指摘が、前掲注(3)の「訴状」に紹介されている。

(32) この言葉は、ジェームス・ブライスの次の表現によっている。「地方自治は民主政治の最良の学校」（ブライス著、松山武訳『近代民主政治』第一巻、岩波文庫、昭和四年、一六〇頁）。なお、原本は一九二〇年に書かれたものである。